

化により、もっと少なくなる場合があったと考えられる⁴⁰⁹。また、実験費や旅行費などは別途に、医薬費は実費で支給された官費生と違って、公費生のすべての支出は学費として支給されていたという違いがある。

しかし、官費生の学費との差があるため、公費生の中には、派遣元に学費を請求する際に、私立学校の官費生と同じ 400 円を求める者が存在している。例えば、湖南公費生潘平界は、留學生活を送るのに 400 円がなければならぬと述べている⁴¹⁰。また、江西省の公費生の学費が、翌年の 1907 年になってからは、初年度の 360 元（銀元）を学部の「管理章程」に従って一人当たり毎年日本円 430 円（一割の臨時費を含む）に変更され、私立学校の官費生と同じ待遇を受けることになった⁴¹¹。以上は、官費生の待遇と比べた時の公費生の待遇について見てきた。

以下、『官報』に書かれている公費生に関する内容を見ていく。その内容のほとんどは、学費の支払いが延滞された、或いは一部しか支払われなかったため早く送金してほしいという公費生の訴えである。その内容を省ごとに見ると、山西省出身と江西省出身の公費生はそれぞれ 5 人で、四川省出身と湖南省出身の公費生はそれぞれ 4 人、湖北省出身の公費生は 2 人、安徽省と広西省出身の公費生は 1 人ずつ、公費の延滞や未払いなどについて訴えている。その状況はそれぞれ異なるが、いくつかの典型的な例をあげると下記のとおりである。

山西省の澤州府高平県李秉晋は、「庫平銀二百三十金余」を受領していたものの、その年の正月までにすでに使い切って、十数回交渉した結果、地元の官紳がようやく「百金」を送ってきたが、6 月には再び無くなったという⁴¹²。聞喜県の葉奪元は、毎年正月に学費が届くはずだが、その年はすでに 7 月になっても送ってこないため、同郷の援助で数か月の学費をなんとかかしていたが、3 ヶ月間病気になって家賃だけではなく医薬費が払えないほど困窮した状況を訴えている⁴¹³。四川省瀘州江安県李誉龍は、未だに日本に届いていない、何回も借金をして、もうすぐ卒業になるが、旅費などが無いので帰れないと訴えている⁴¹⁴。また、湖南省瀏陽県の熊作丹と彭啓萊は、1905 年に来日したが、受領時期を過ぎても残り半年の学費を未だに送ってきていないと訴え⁴¹⁵、岳州府華容県の潘平界は、速成留学で派遣されたが、速成教育を停止した後宏文学院の三年制の師範科に入学しているため、本県でただ一人の留學生の自分に 400 円を支給してほしいと言っている⁴¹⁶。

⁴⁰⁹江西省公費生の学費の場合は、1908年暮れになると、日本円が急騰したため、1909年から為替相場によって多めにお金を払っている（前掲『財政説明書』）。他省の公費生の場合、地元の金で送金されると日本円にすると少なくなった。

⁴¹⁰ 「致湖南提学使為學生潘平界催公費函」『官報』第11期。

⁴¹¹ 前掲『財政説明書』（安徽江西卷）。

⁴¹² 「咨山西巡撫為學生李秉晋催寄公費文」『官報』第12期。

⁴¹³ 「咨催山西巡撫匯解葉奪元公費文」『官報』第20期。

⁴¹⁴ 「咨四川提学使為李誉龍催公費文」『官報』第13期。

⁴¹⁵ 「致湖南提学使為學生熊作丹催公費函」『官報』第10期。

⁴¹⁶ 前掲「致湖南提学使為學生潘平界催公費函」。

上記の例のように、各省の公費生の送金状況は延滞や未払いが多かった。各省の公費生はなるべく早く学費を送金してもらうために自身の状況をオーバーに述べた可能性があるが、それにしても、彼らは、公費の支給に頼って留学生生活を過ごしているため、仕送りの延滞などで困窮していた状況を窺うことができる。監督処の文書を見る限り、最も大変な状況は、湖北宜昌楊啓祥のように、「一週間以内に残りの学費を払えば通学を続けられる。そうでなければ退学させられる」という窮地に陥ったものや⁴¹⁷、山西聞喜県の葉奪元のように家賃も医薬費も払えないほど困窮した生活で心身とも苦しんでいるというものなどである⁴¹⁸。

送金の遅れなどを訴えた文書以外にも、公費生に関する情報がある。それは、もともと日本にいる私費生が公費生にその身分を変えてほしい、或いはまだ日本に来ていない者が空きの公費を得て留学したいと訴える内容である。例えば、湖南黔陽県の向忠勤が公費を申請したことに対して、湖南省提学使は、官費と違って出身県が公費を捻出できるならば、公費は与えられると応じている⁴¹⁹。江西新建県の胡蕙は、早稲田大学予科卒業で資金が不足して一時帰国した際の紳士等との相談で、補欠として公費を支給することになったとしている⁴²⁰。雲南寧洱出身の公費生の場合は、もともと寧洱公費で4人を派遣したが、途中で一人が病気で亡くなったので、同じ寧洱から来た私費生李光鼎が勤勉で努力家のため公費生に変更された⁴²¹。3人の私費生が一人の公費の枠に申請した湖南省公費生の場合は、同郷の留学生の協議によって或いは監督処で学業等に関する諮問を経て、劉彭年が選ばれた⁴²²。湖南永定県の王兆榮は、明治大学専門部3年目で卒業間近となったので、公費が与えられた⁴²³。

上記のように、元の公費生が途中で退学或いは病気で帰国した場合は、すでに私費で日本に留学している者や卒業間近の者、学業や品行などが優れた者が補欠として選ばれ、公費が与えられることがあった。さらには、公費生が官費生に変わる可能性については、学部の「管理章程」に従って官立学校に合格した場合或いは「五校特約」の五校に合格した場合は、官費生に変更できた。例えば、『官報』第48期の「学界記事」に書かれている江西省の公費生名簿では4人が五校に合格したことが分かる⁴²⁴。

第四節 公費生の学費延滞問題など

公費生が送金の延滞で留学生活に困窮している様子を上述したが、延滞がなぜ発生したのか、その直接的な原因について、いくつかの公費生らの実情に基づいてまとめてみたい。

417 「咨湖北学生公費並通咨各属按期匯款文」『官報』第12期。

418 前掲「咨催山西巡撫匯解葉奪元公費文」。

419 「致湖南提学使為学生向忠勤請補公費函」『官報』第10期。

420 「江西提学使咨明胡蕙補曹運鵬公費文」『官報』第14期。

421 「咨雲南提学使為以鼎李彝倫公費」『官報』第15期。

422 「致湖南学使為蕭鴻鈞遺額准補劉彭年函」『官報』第12期。

423 「咨湖南提学使為王兆榮補鄭文光公費文」『官報』第14期。

424 『官報』第48期。

まず、上に挙げた湖南省華容県の公費生潘平界の場合は、もともと速成留学で派遣されたが、速成科の廃止で仕方がなく宏文学院の三年制の師範科に入学した。持ってきた公費は旅費を除いた 240 銀元をすでに使い切っていた。これから毎年 400 円が必要で、華容県から来た留学生は当人しかいないため、400 円の公費を支給してほしいと主張している。監督処側は当該県令及び県紳の合議で当該学生を公費生として採用することを決めたからには、続けて支給し卒業まで支えてほしいと湖南提学使宛てに文書を送っている⁴²⁵。これによると、当該県令及び地元の紳士により公費を支給されたにも関わらず、速成留学にかかる費用のみが用意され、三年制の師範科に入ると学費を継続して送られるかわからないといった問題が出ている。同じ状況の山西省解州県の相黄六の場合は、1906 年に宏文学院の速成師範科を卒業してから⁴²⁶、法政大学の法政科に入って卒業するが、1909 年度の学費を地元へ請求した時に受けた返事によれば、使った費用はすでに 900 銀兩を越えており、しかも前任の知州に派遣された当初は速成師範教育の 1 年分の費用しか用意されていなかったことが分かった⁴²⁷。この二人の公費生はいずれも速成留学のために 1 年分の公費しか用意されていなかったもので、1 年を超えた後に、公費の支払い問題が起きて、それをめぐって監督処と出身省及び地元の間により取りがあったのである。

また、湖北宜昌の楊啓祥の場合は、公費を經理する官紳が更迭されて、送金が約束した時期通りに支給されなくなったため、学費が延滞された⁴²⁸。山西省陽曲県の喬烈の場合は、県令の交代で後任の県令が公費生を派遣した事情を知らないため、残額が届かないと訴えている⁴²⁹。江西省崇仁県公費生李有甲の場合は、原籍の崇仁県が公費を調達できないという理由で、1 年分の学費を 200 円削減された⁴³⁰。

さらに、四川省銅梁県の冷天才の場合は、1905 年 12 月に来日したが、同月（旧暦の 11 月）が学費受領の時期とされていた。しかし、原籍地から日本までの距離は遼遠で、往復まで数ヶ月以上かかり、送金が遅く、急迫した状況を救済できないと訴えている⁴³¹。

以上、公費生の実情を見た結果として、費用延滞の直接的な原因は以下のようにまとめられる。すなわち、各州や県は、速成留学のため、速成期間或いは 1 年分の公費だけ準備した。故に、公費生が留学を延長した場合、また、速成科が廃止され、やむ得ない理由で他の学科に入った場合、継続的には送金されなくなった。また、留学派遣の当初に公費の調達を担当した地方官や郷紳たちが更迭され、後任の官僚がその経緯を知らない場合には、公費生の費用問題が出てきた。さらに地方の財政が困難で、公費を捻出できない場合は、

425 前掲「致湖南提学使為学生潘平界催公費函」。

426 「山西留学日本公費学生統計表」『官報』第4期。

427 「山西巡撫咨復相黄六本籍公費業已停止文」『官報』第31期。

428 「咨湖広総督為学生張景栻催解公費并請各属按期匯款文」『官報』第12期。

429 「咨山西提学使為喬烈不能改給官費催解公費文」『官報』第13期。

430 「江西提学使咨為查復李有甲何日旋東應領学費若干文」『官報』第15期。

431 「咨請四川学使轉催匯解冷天才公費文」『官報』第39期。

公費生の学費が停止されるか削減された。なお、四川省などの辺鄙な州県の場合、交通往来の不便で送金が数ヶ月かかり、学費延滞の原因となった。

しかし、公費生に送るべき学費が滞納になった最大の理由は、各州や県の財政基盤が不安定だったことが第一の要因であった。ここで、上述した『官報』にある一人の公費生をめぐる監督処と省側の間で数回のやり取りがあった例、山西省の公費生相黄六の事例を挙げて、その深い要因を探ってみることにしたい。

第4期の「調査報告」に載っている山西省公費生統計表から、相黄六が宏文学院速成師範科に在籍していることが分かる。ところが、『官報』第31期には当年度の学費を支給する監督処からの問い合わせに対する山西省の返事として、相に公費を支給し続けられない理由が詳しく述べられている。すなわち、当該公費生相黄六は前解州知府によって速成師範科への留学を果たしたが、速成科を卒業した後法政科に入学し、3年で計900両のお金を使い切った。また、当該公費生は、公費生のうち卒業後に帰国しない者はその後進学した学校名と卒業時期を報告することで初めて公費の支給が続けられるとする規定を守らず、これからどの学校に入るかについて報告をしなかった。さらに、現在地方公費が不足しているので、学費の捻出は厳しい。以上のような理由で、当該公費生の出身地側は相黄六の公費を停止するという決断を下した⁴³²。

それに対して、第34期に載った監督処から山西巡撫宛ての文書では、当該公費生は公費停止という処置に不満を持ち反論していることが分かる。それによれば、派遣当初から留学期間は限定されていないし、宏文学院速成師範科を1年で卒業したあと、学業が不十分であるので再び法政大学法律専門部に入学して、1909年9月の卒業見込みであるとしている。また、公費の有無に対して、相黄六は、前年各紳士が公款の利息を差し引いて毎年2,3000金の余りが出ると教えてくれ、公費不足の理由として言われた廟堂の火災も1907年のことである。しかも1908年分の公費が届いているのだから、どうして1909年だけ捻出しがたいのか、と述べている。それについて監督処側は、当該公費生の留学期間が限定されていたかどうかを監督処では把握していないが、前年と前々年の経費を払っているのだから、相に対して卒業までは支給してほしいという意見であった⁴³³。

この相黄六の例からは以下の傾向が読み取れる。すなわち、公費生に提供している公費の財源は毎年固定されているのではなく、その支出配分の権限を持っているのは地方官紳であるということである。公費生派遣の当初、派遣元と公費生の間では派遣期間をはっきり決めていなかったため、限られた公費で最大の効果を求める派遣側と、なるべく公の力に頼って自分にとってより有利な将来を考えようとする個人の間には摩擦が生じたのである。ここで、当該公費生と派遣元の間には生じた摩擦を理解するには、1907年7月に監督処が出した「遊学計画書」において、公費で派遣したことを遊学の弊としてつぎのように指摘していることに注目したい。「地方公費を留學生の学費に充てたこれらの公費生は、たいいてい

432 前掲「山西巡撫咨復相黄六本籍公費業已停止文」。

433 「咨山西巡撫為相黄六請続給公費文」『官報』第34期。

留学年限が一・二年に限定され、多くとも三年までで、派遣当初は、帰国後は義務を尽くす約束をした。もっと深い知識を求めたい者がいても、修了後の学費の出処がないため、帰国しなくてはならないというのが原則である」⁴³⁴。

さて、前述の公費生の学費支払いが延滞された直接的な原因について、山西省公費生の例から読み取れる傾向を合わせて考えてみれば、各公費の支給が不安定であった深い要因は、以下のようなものであった。つまり、公費生に提供する財源基盤の弱さである。清末の各地方州県においては「一つの教育事業を起こすと同時に資金を調達して、臨時的に処理しているので、固定の財源がない」という状況で、公費生に留学費用を提供する財源も地方の教育財政状況と密接に関係したものであった⁴³⁵。公費生の派遣は、地方官紳の力で実現したが、派遣する側と派遣される側がお互いに守られる制度的な保証が必ずしもあったわけではないのである。地方官紳などの地域有力者がそれぞれの地域の各事業を主導しているので、公費を出すには彼らの主観的な判断によることが多い⁴³⁶。このような要因のいずれかが、地方の財政難と重なると、より深刻な状況に陥って、公費生に提供する資金に影響が自然に出てきたと言える。派遣元となる各州県内の事情で公費生の留学生活に影響を及ぼしていたことが、官費生と公費生の大きな相違点である。

これまで『官報』にある各省の個別な公費生について、全体的な状況を見てきた。そこから見えてきたのは公費生に費用を提供する各州や県側の態度であるが、その上部機関であった省は地方公費で派遣した公費生に対して、どのような扱いをしたのであろうか。次にその点について、江西省派遣公費生を事例に検討してみる。

江西省の留学生派遣は1904年から始まる⁴³⁷。ほかの湖南、湖北、浙江、江蘇などの省が速成留学を廃止する動きを始めた1906年に、江西巡撫は各州や県に通達して、各州や県が資金を出して速成留学を目的とした108名の公費生を日本に派遣した。ところが彼らの留学途中で速成留学が廃止されたため、彼らの処遇に対して、省側は一定の対応をせざるをえなかった。そこから公費生に対する省の姿勢を窺うことができる。そこで次にこれらの公費生に対する扱い方を『官報』から見ることにする。前節で触れたように、これらの公費生は1907年から毎年一人日本円430円が支給され、私立学校の官費生と同じ待遇になり、『官報』第25期までは監督処による江西省の毎学期の学費予算表に官費生と一緒に統計されている。統計に含まれたのは、監督処が管理の便宜を図った一面もあるし、公費生の公費問題がまだ深刻になっていない段階にあったためと考えられる。

434 『官報』第8・9期合併号。

435 前掲商麗浩『政府与社会 近代公共教育経費配置研究』32頁。

436 田正平は、各州や県の下郷村において教育費などを用意する際に、地方紳士が積極的に資金を出すか或いは集まったお金を横領するかなどさまざまな出来事があったが、それらは地方紳士たち個人の素質に関係があると指摘している（田正平・陳勝『中国教育早期現代化問題研究以清末民初鄉村教育衝突考察为中心』浙江教育出版社、2009年、156～157頁を参照）。商麗浩も同じ意見である（前掲『政府与社会 近代公共教育経費配置研究』238頁を参照）。

437 黄耀柏「清末江西留日学生述論」『江西社会科学』1992年第1期、119頁。

『官報』第26期(1909年2月)の文書では、江西省の官費留学生は計193名とされ、官費と公費の区別がなかった。しかし、第33期(1909年9月)には江西巡撫から監督処宛ての文書が掲載されており、江西省の官公費留学生の人数は鉄道局公費生8名、地方公費生93名、官費生83名で、合計184名とされ、続けて、これからは官費生を50名定員として、公費生と官費生をはっきり分けるべきだと記されている⁴³⁸。さらにその公費生を枠外にする理由は「地方公費九十三名は前学務処が各県に通達し、大県は三・四名、小県は一名を選び、その経費は官紳により集める。しかし、光緒三十二年(1906年—引用者)に派遣を開始してから、龍南、浮梁、鄱陽三県は一文の公費も出さず、他の県は、一学期或いは半学期分しか払わず、多額の未払いが出るようになった。このような状況では、きちんと公費を払い続けられなくなる恐れがある」というものである⁴³⁹。すなわち、各州や県から留学経費を出せない状況が明らかになっていき、且つ官費生のように安定的に学費を支給する財源の保証はないということである。また、この一文によって、公費生の派遣が開始した当初から、江西省の各州や県の公費の支払い状況はあまりよくなかったことが分かる。

1910年になって、支払い状況がさらに悪化したことで、江西省側が公費生に対する扱いを変更した。その経緯は、『官報』第48期(1910年11月18日)の「学界記事」から窺える。「学界記事」の内容を要約すれば、次のようである。

速成師範として派遣されたこれらの公費生の費用は、当該学生の本籍の資費或いは地方公費が提学司を経て監督処に送金されている。しかし、各州や県が時期どおりに資金を送らないため、学務公所が立て替えのうえ、監督処に送金していた。前提学使は各州や県に早く送金するよう催促したが、各州や県は財政難で費用を捻出できないと訴えている。当年末(1910年末)までに、各地方は学費と医薬費を合わせて、計「英洋11万9340元」余りの借金があり、それを提学司に返済していなかった。このような状況で、返済できない州や県は多数を占めている。中央政府から各省政府まで全国範囲で財政を整理して予算を執行する際に、江西省巡撫は学部に次の旨を打ち明けると同時に、駐日大臣を経由して監督処に伝えた。すなわち「1910年の後学期まで、江西省のすべての公費生を自費生に変更させる。もし公費生自らが本籍の官紳に相談して、公費を続けて受けられるならば、直接に郵送してもらおう。受けられない或いは自力で留学を続けられない者は、監督処に頼んで人数通りに旅費を支給して帰国させる」という措置をとることになる。

以上の江西省公費生の実例からは次のことが言える。公費生の派遣を開始してから、各県の支払い状況はまちまちで、その負担分を守る県は少なかった。このような状況はさらに悪化し、未払いが積み重なって多額の借金となったため、省側が途中で公費生に対する扱いを調整したのである。こうして江西省側は、各州や県が支給すべき公費生の経費を負担しないため、各州や県の財政からきちんと分ける姿勢を示した。これらの公費生の経費は江西省を経由して送金されたが、各州や県及び出身地によって集金されているので、江

⁴³⁸ 「江西巡撫咨官額以五十名為限文」『官報』第33期。

⁴³⁹ 同上。

西省の財政収支とは無関係であった⁴⁴⁰。さらに、速成留学廃止の年にも速成師範科の留学生を派遣した江西省にとっては、このような方法で人材を養成する必要がまだあったのであろう。しかし、学部は普通教育の普及が遅れた江西省などの具体的な状況は考えずに、一律に速成留学を廃止することにしたので、江西省側はその政策に従うしかなかった。

小結

本章では、これまで中国人日本留学生史の研究で重視されなかった公費生を取り上げて検討してきた。その結果は次のようにまとめることができる。

日本留学政策を定めた後、中央政府から各省政府まで財政難にある中、四川省をはじめとする一部の省（山西、江西、直隸など）では「現地籌款」という方法で各州や県の財力に頼り、各州・県の人材を育成する経費調達策を採った。各州や県の初等教育が地元の財力に頼るといふ、当時の清政府の教育財政分配方針と一致していたこの政策は、公費による留学生派遣を生み出したきっかけである。限られた公費を使って短期間で近代的な教育人材を養成するのが公費生派遣の目的である。言い換えれば、速成留学の段階で留学生を派遣するには、地方の財力が大きな役割を果たしたのである。

公費生と官費生の区別についてまとめると、官費生とは中央政府の各部署、各省総督・巡撫などにより派遣され、且つその留学経費が国家財政の一部或いは総督・巡撫が自ら調達した費用から提供されている者である。それに対し、公費生とは各省総督巡撫及び各州県の官紳により選抜され、且つその留学経費が地方の各種公共財産及び特別募集などによって賄われている者である。しかし、史料上では、特に『官報』が発行される前の各省の留学派遣の経費については、公費と官費の区分が明確ではなく、区別もあいまいであった。

速成留学から長期留学に変わった時期の公費生について、『官報』に基づいて検討した結果は、公費の支給が遅延したため、その留學生活は官費生ほど安定的ではなかった。公費生を派遣した各州や県にそれぞれの事情があったことが、公費生が苦しい状況に陥る直接の原因となった。しかし、彼ら公費生の留學生活が安定しないより根本的な要因は別にあったと考えられる。その一つは、留學経費としての固定的な財源がなく、地方財政の基盤が弱かったことにある。その二つは、公費生の派遣は地方官紳の力で実現したが、派遣する側と派遣される側のお互いが守るべき制度的な保証が必ずしもあったわけではなかった。その三つはその選抜が地方官紳など地域有力者の主観的な判断による場合が多かったという点である。このような派遣元の事情が公費生の留學生活に影響を及ぼしたのは、官費生との最大の相違点である。

『官報』に書かれている江西省公費生に関する記録は上述したように、公費留學の実情を表している典型的な例であるといえる。速成留學の廃止に合わせて長期留學に切り替え

⁴⁴⁰ 前掲『財政説明書』（安徽江西巻）。

たものの、各州や県からの経費の未払い問題が深刻になり、省側は公費生に対して、公費の支給を停止するか帰国させるかを迫る扱いに変更した。省側としては、公費の集まりが悪くても、公費生の費用を最後まで各州や県に負担させる意向をもっていたことも公費生には不利な結果をもたらした。学部が速成留学の廃止を決める時期になっても、多くの速成師範科の留学生を派遣した江西省にとっては、まだ公費によって教育人材を養成する必要があったということになる。

なお、本章によって、現地の公費を用いて地元の間人を派遣させることで、ほぼ省の全域にわたる広い範囲で清末の各州や県が留学生を派遣した様子が見えてきた。この作業により、これまでの清末の日本留学生史研究に存在した空白をある程度埋めることができた。1901年からの初等教育改革を担う人材の育成が急務となった背景を踏まえて考えれば、短時間で調達した地方公費で各州県及びその下の郷の出身者まで留学させたのは、速成留学がおこなわれていた当時では最も効率のよい手段だったと考えられる。但し、留学形態が長期留学に変わると、公費による留学は公費の支払いをめぐる延滞や未払いなどさまざまな問題が生じ、より高等な専門知識を持つ人材を育成するには限界があるというデメリットの一面も現れた。さらに、公費で留学してきた公費生の立場に立って考えれば、江西省のように強制的に帰国させられるか、或いは私費生として残留するか、という境遇に陥った場合、地方の公費を出す側の意志に従うしかなかったと思われる。

このように、本章では清末の時期に限って公費生について論じてきたが、民国時期になっても公費生が存在している。その時期の公費生の状況は如何なるものだったかについては、今後の課題にしたい。

終章

本論文では、1898年の中国人日本留学開始から1911年の辛亥革命勃発までの清末の時期における留日学生の歴史について、主に留学経費の視点から留日学生の状況を解明することを試みたものである。日清戦争の敗北をきっかけとして、清国政府の開明官僚や変法運動にかかわる識者のなかで、日本に学ぶ必要があるとの認識が広がった。1898年3月に張之洞の『勸学篇』が発表され、中央政府から各省レベルに至るまで日本留学を人材育成の手段とする必要性についての議論が展開されるようになった。このような清国国内の状況にプラスして、外務省と陸軍参謀本部を中心に日本側は、清国の軍事、政治、経済における日本の勢力を強める足掛かりとして、積極的に清国に留学生の派遣を勧めた。こうした清国国内の情勢と日本側の働きかけという内外の力で、清国は日本への留学生派遣を開始する。

しかし、西欧列強との清国における利権争いのために、日本側が推進した清末の中国人日本留学は、複雑な状況の中で展開された。すなわち、日本の外務省は中央から各省の高官にまで日本への留学生派遣を勧め、その受け入れに積極的な姿勢を見せたが、実際の留学生教育を担う日本の教育界や各種教育事業を管轄する文部省にその積極性は見られず、外務省と文部省の間に温度差が存在したのである。一方、清国側は、各種の改革を担当する人材の育成を急いだため、続々と留学生を日本に派遣する。日本の受け入れ態勢が定まらぬなか、激増した留学生を受け入れたのは、主に民間の教育者らが設けた私立学校であった。

他方、清国政府は西欧列強に分割される危機に直面しながらも、何より自分たちの統治を脅かす存在である国内の維新勢力及び徐々に拡大してきた革命勢力を抑えなければならなかった。皮肉にも、留学生の派遣先として選んだ日本が革命勢力の根拠地となり、財政難のため自費での留学を勧めた自費生らが革命活動のメンバーとなったことを、清国政府は予想もしなかっただろう。また、留学生の質の向上や人材確保を目的に官立学校に合格した者に官費を与えるという特約五校制度の実施で、さらに財政難の窮地に陥ったにもかかわらず、中央政府から各省に至るまで、留学経費は拡大する一方だった。ほかの国への留学生派遣より費用を節約できるとは言え、予想よりはるかに多くの費用負担になったのである。いずれにせよ、清国政府は日本への留学生派遣をめぐって、常にジレンマの状態に置かれていた。なお、各省は同じ財政難の問題に直面したことから、下部の行政組織であった州や県の各種の公費によって地元知識人を日本に派遣し、当地の人材を育成するという方法を生み出した。ここで、官費と私費とは異なる公費留学生が誕生したのである。しかし、従来の研究では留学経費の出所を詳細に分類せず、官費と私費という区別をもって留学生を区分しようとした。

本論文では、以上の状況を踏まえ、主に留学経費の視点から清末の留日学生の歴史を検討した。

留日学生が派遣されはじめた当初は、彼らの経費はすべて清国政府の官費で賄われたが、その後は西欧列強への義和団賠償金の支払いや国内の軍事費の増額などによって、中央政府から各省に至るまで財政難に陥ったため、留学生に対しては自費による留学を奨励せざるを得なかった。

しかし、自費生が増えると、彼らが外国で革命思想の影響を受けて、清国政府を打倒する勢力に傾くことを心配した清国政府は、1903年1月に汪大燮を留学生総監督に任命して、日本にいる留学生を厳しく管理するようになった。さらに同年6月に張之洞らは、留学生の革命化を防ぐべく、当時の駐清公使内田康哉と協議して「約束章程」などを定め、日本側に留学生を取締るよう協力を要請したが、日本側はその要請に応じなかった。

つまり、張之洞らは、政府に派遣された官費生よりも自費生を厳しく規制しようとしており、私立学校より官立学校に留学生を優先的に派遣することを考えた。「官をすべての中心」（以官為本）とする中国伝統的な思想を持つ清国政府の官僚は、官費の支給によってある程度官費生を管理できるが、自費生についてはまったくコントロールできていないことを懸念していた。それ故清国政府は、日本にいる留学生の管理を駐日大臣や留学生総監督に担わせると同時に、日本側の各学校に対して在籍している留学生らの言動を厳しく規制することを望んだ。さらに、その考えを形にした「約束章程」を各学校に通達するよう日本政府に協力を要請したのである。しかし、今の時代で考えても、革命活動などにかかわる留学生らが日本の法律に違反することがなければ、日本政府も日本の各学校も彼らを規制することはできないであろう。また、なるべく日本の官立学校に留学生を派遣するという張之洞の考え方も、現実的ではなかった。なぜならば、科挙教育を受けた留学生らは普通学の知識素養を身に付けておらず、レベルの高い官立学校に合格することは非常に難しかったからである。清国としては私立学校に留学生を派遣することを望んでいなくとも、現実には留学生の多くは私立学校に在籍するほかなかった。

なお、留学生を受け入れる学校が主に私立学校であった原因を日本側の事情から考えると二つある。まずは、最初の留学生を受け入れた頃から、日本の外務省は私立学校の方が入学手続き上に利便性があるとして積極的に進めたことである。もう一つは、私立学校は地方官庁（東京府知事）の監督を受けることと設立の際に申請書類を地方官庁に提出し認可を受けるのみで運営可能で、学校の規模、維持費、定員など具体的な基準がないため簡単に設けられたことにある。清国政府の情勢に合わせて、増えゆく留学生に迅速に対応して受け入れることができたのは私立学校しかなかったのである。

清国留学生の受け入れについて、外務省は積極的に働きかけたのに対して、文部省は受け入れ制度をきちんと整えていなかった。1905年に「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」が頒布されるまで、多くの留学生を受け入れた私立学校に対して制度上の規制がなかったため、監督を緩めたと指摘できよう。

ようするに、清末の留日学生受け入れ校が主に私立学校になったのは、清国において急務であった人材育成の需要、留学生の知識素養の低さ、私立学校の対応力などいくつかの要素が合わさった結果であった。

速成留学生の教育は、殆んど日本の私立学校によって行われた。当時の日本教育界では速成教育に対する批判の声もあった。しかし、速成留学生として派遣された者の中には、帰国後、各省における初等教育の普及や近代司法体系の整備などにおいて一定程度貢献した者もあり、彼らについてはすでに多くの先行研究に取り上げられている。早期留学の時期に、速成という手段がある程度効果的であったと評価できるのではないか。

二

多くの留学生を受け入れた私立学校は、1899年に私立各種学校を取締る目的で文部省が頒布した「私立学校令」が適用され、その設立も同令の「施行規則」に基づいて、当該地方長官に設立の申請書類を提出しなければならなかった。その申請書類は現在東京都公文書館に所蔵されている。筆者が確認した限り、同館には、留日学生のために設立された私立学校あるいは特設科の設立申請または学則変更の申請書類が1902（明治35）年から1908（明治41）年までの計28校分が所蔵されている。これらの資料を利用して、私立の留学生受け入れ校の状況をある程度把握することができた。

これらの私立学校の設立申請を年別に見てみると、各年に設立された学校数は、留日学生の人数の増減に対応している傾向がある。また、速成留学が廃止された後に設立申請書類を提出した学校は、修業年限を3ヶ年以上としていることが分かる。各学校の諸規定は清国政府の留学生派遣政策及び管理策に従って、変化しているのである。

各私立学校の授業料等の諸費用については、寄宿舍に入る留学生の場合は、年額300円を学期ごとに分けて学校側に先払いし、その後そこから小遣い分を学校から配布されることになっていた。通学生の場合は、学校側に授業料を支払うほかは、留学費用を自己管理した。1906年の学部「管理章程」には私立学校の官費生に対する支給額が年額400円と定められており、寄宿舍に入る官費生は学校側に支払う必要金額を除いて、100円余りが手元に残っていたことが分かる。すなわち、学部が制定した官費生に対する支給額は、学校に支払う費用以外に、特別な臨時支出がなければ基本的な留学生生活を維持するのに十分なものであった。しかし後述する（三）ように、医薬費を含む各種雑費の支出も少なくなかった。

清末の速成留学のみに見られた一つの現象としては、通訳付きで授業を受けたため、授業料に通訳代が含まれたことである。通訳の有無によって授業料の金額が若干異なった。なお、各学校の授業料などは定員数に関わっており、最低数の定員を超えると授業料が安くなる例もあった。逆に授業料が安くなると、より多くの留学生が入学することにもつながったと推測できよう。

寄宿舍に入る留学生の場合は、授業料などの諸費用について未払いの処置を規定している学校もあり、特に早稲田清国留学生部のように、未払いがあったら直ちに除籍するなど厳しく対応する学校も存在した。他には、寄宿生が病気にかかる場合に、軽い病気であれば、薬代を学校から支給されるが、療養が一定期間を越えると自己負担になるという対応をとった学校もあった。官費・自費生の区分では、官費生は医薬費を全額実費で支給されたが、自費生の場合は、病気にかかった期間が学校に決められた期間を越えると自己負担となった。

留学生が各学校側に支払った費用から見れば、規定で決められた金額について官費・自費生の区別はないが、病気などの予定外の支出があった場合、官費生は補償を受けることができたが、自費生は自弁するしかなかった。

三

張之洞は清末の留日学生の派遣を積極的に推進した人物であり、湖広総督を務めた時期には湖北省から多くの留日学生を派遣した。1898年3月には日本への陸軍留学生派遣の準備を進めたが、当初は日本側が必要な費用を負担すると誤解しており、一人当たり180銀両の費用で派遣が可能であれば湖南省を含めて100人規模で派遣しようと考えていた。そのような誤解は矢野文雄公使の「提案」にある日本側が費用を負担するという文言を指していると推測されるが、その後、実際は留学経費の調達が困難となり、まず20人のみを派遣することになった。

湖北省の留日学生の待遇については、一人当たり年400円の程度の学費を支給された以外に、出発前の準備代（整装費）や国内の家族に毎月支給される費用（安家費）なども与えられている。日本への渡航費用、日本滞在時の学費及び安家費などを含めて、湖北省は実際、官費生一人当たり年780円程度支払っている。この金額は、各種の日本留学案内や留学生による日本留学勧誘書に書かれている年300円をはるかに上回り、予想より多くの出費となったと言える。

また、湖北省は安家費を毎月30銀元用意した。この安家費は、張之洞が最初に留学生を集めるために提示した条件と見られ、1909年まで10年間続けて支払われた。陸軍留学生に安家費を支払うのは一般的であるが、文系留学生にも同じ待遇を与えたのは、現段階では湖北省しか確認できていない。

1904年に練兵処が頒布した「陸軍游学章程」が実施されるまでに、張之洞は、陸軍の人材を中央政府に奪われないように、先に湖北省から陸軍留学生を派遣しており、1907年当時日本に湖北省の陸軍留学生は107人いたことが確認できる。張之洞が多くの陸軍留学生を派遣したのは、中央に対抗すべく軍権を強化する目的であったと思われる。また、1905年には鉄道関連の人材を確保するために、張之洞は40人の鉄道留学生を日本に派遣するとともに、日本に湖北省が経営する路鉱学堂を設けた。しかし、このような形の人材育成は、日本人経営の鉄道学校で学生を育成する以上のメリットはないばかりか、鉄道官費生に支

給する学費のほか、派遣された「提調」や庶務員にかかる公費や学堂を維持するための各種経費まで提供することとなり大きな負担となった。張之洞は自身の故郷である直隸省南皮に恩返しをするため、そこから派遣された畿輔公費生の分の経費も負担している。このような留学生派遣方法や経費の支出状況を見れば、張之洞は自身の権力を利用して、自身の勢力を強める目的から出発し、その後の財政的なリスクを考慮していなかったといえよう。張之洞が湖北省を離れた後、湖北省は財政状況が悪化する一方で、留学経費の調達がますます難しくなって、日本や欧米に派遣された留学生の安家費を取消すこととなり、さらに辛亥革命の直前には留日学生全員の引き揚げ案まで出している。

湖北省の留学経費の問題が深刻になったのは、官費生の派遣が多くかつ官費生を手厚く待遇したこと以外に、医薬費などの臨時費の支出も少なくなかったことが原因として考えられる。1906年12月～1910年12月の4年間に、官費生の医薬費の支出は湖北省の留学経費の総支出の7%、臨時費の30%以上を占めている。もちろん、この医薬費の支出が多くなったのは、湖北省だけでなく、留日学生全体にあてはまる問題である。この問題の背景には、当時の留学生の健康状況のほかに、医薬費の精算を担当する監督処のスタッフが費用を余分に計上するなどの不正行為を働くといった、監督処の医薬費管理にも問題があった。国内の悪習慣をそのまま駐日監督処まで持ち込んで、清末の混乱した財政状況に乗じて私利私欲を満たそうとする様々な腐敗が、中国人留学生の監督処は勿論、留学生にも広がっていたと言い換えることができるかも知れない。

中央政府の留学生派遣の諸制度から湖北省の留学生派遣まで深く関わった張之洞の言動を見れば、あくまでも彼は清国の統治体制を維持する一員として、官費を利用することで官費生をその統治体系下に帰順させることができると考え、思想の自由や民主の言論など所謂清国政府にとって不利な要素に留学生が接触するのを抑制した。これは開明官僚と言われた張之洞であっても政府の管理者としての局限性があったと指摘できる。

また官費生としての待遇を受けた留学生の立場で見れば、あくまでも政府の支援は個人の立身出世の助けとなるもので、それを最大限に利用しただけであった。

四

清国政府は、1898年8月に留日学生の派遣政策が成立した後、南北洋大臣や湖広総督に各20名程度の留学生を選んで日本に派遣するよう命じた。当時の北洋大臣裕禄は1899年3月に、北洋水師学堂、北洋大学堂などから選んだ20名の留学生を日本に派遣した。その内の6名の北洋水師学堂の学生は、来日した後日本の海軍大学校が留学生を受け入れないため、やむを得ず日華学堂に入ったが、その時には不安や後悔の心境を吐露している。つまり、北洋大臣は清国政府の命令に応じて留学生を集めざるを得なかったが、必ずしも日本の受け入れ状況を把握したうえで派遣したのではなかった。最初の段階の留日学生は、半強制的に派遣されたとも言えよう。

1901年直隸総督に着任した袁世凱は、清国政府の新政に応じて各種の改革を行い、教育面でも1902年に全国に率先して学校司を設置し、直隸省の教育改革の顧問として日本人の渡辺龍聖を雇い、小学校、中学校、師範学堂を設けた。と同時に、必要な人材を養成するため、日本に留学生を派遣している。1903年に派遣したのは77名で、その人数は同年の江蘇省、浙江省、湖南省、湖北省、広東省の次に多い数であった。その後も留学生の派遣は増加する一方で、1904年に168名、1906年には454名に上った。また、師範学堂などで教育を日本人教習に頼る状況から脱出することを図り、直隸省は広島高師に高等師範を学ぶ留学生を派遣した。東京から離れた広島高師を選んだ理由の一つは、革命思想に影響されずに学業に集中させるためであった。

官費生の人数を見れば、1907年は102名で、陸軍留学生を含めて400名以上の官費生が日本にいた湖北省と比べると四分の一程度であった。しかし、同年の直隸省出身で日本の官立学校に在籍する留学生数は38名で、官費生総数の37%を占め、湖北省より多かった。この割合は1906年まで、官立学校に在籍する留学生数が留学生全体のわずか3-4%であったのに比べるとはるかに高かった。直隸省の官費生の中には高等専門知識を学ぶ者が多く、湖北省よりも官費生の質が高かったと言える。

留学のもう一つの形と言える遊歴官紳は、直隸省からの派遣が最も多かった。1905年に袁世凱は、全省の152州や県ごとに1人以上の遊歴官紳を派遣することを義務化した。このような方法によって、日本から帰国した遊歴官紳に各地方を任せて地方自治を実現することが、袁世凱の狙いであったのだろう。袁世凱が多く遊歴官紳を派遣する理由の一つは、もちろん留学生の派遣より費用が安く、全省規模で実施できたからだろう。しかも、遊歴官紳に支給する経費は、直隸省の財政からではなく、中央政府支給の地方公費によって賄われていた。

学部の「管理章程」に官立学校に合格した自費生に官費を与える規定があったが、それに対して直隸省は、当時の官費生人数を基準にして、これ以上留学経費の負担を拡大したくないという意見を出した。他省も直隸省のように、官立学校に合格した自費生に官費を支給することによってさらに経費の負担が重くなることを懸念しており、学部の規定に対する不満は全国的に共有されていたと窺える。

なお、直隸省が自費生に官費を与えた例を見れば、コネを利用して斡旋する傾向があった。直隸省に官費を許可された自費生の中には、他省出身者も存在しており、史料上は「客籍官費生」と記されている。このような客籍官費生は直隸省以外の省にも存在しており、特に他省の留学生が湖北省の官費を受けた状況を見ると、自費生らは官費生に対する管理上の混乱に便乗して官費を入手したと推測できる。自費生の立場からみれば、利用できる方法を考えて政府の官費を獲得して、より安定的に留学生活を送りたいということだったのである。

1906年12月～1910年12月の4年間、直隸省は官費生が少ないため、留学経費の支出は約20万円であった。医薬費の支出は同省の総支出の7%を占め、湖北省と同程度であった。

医薬費の支出は各省の留学経費の負担になっただけでなく、前述した監督処の医薬費管理に問題があったことが影響している。総体的に言えば、直隸省では、留日学生の派遣の多くが袁世凱主導で行われ、湖北省より計画的であり、各領域の人材を育成するのに、効果的であったと言える。

また直隸省の統治者としての袁世凱には、日本人を学務顧問或いは学堂教習として雇い、直隸省の各種改革を行う際に、日本人に頼る面があった。さらに袁世凱は1904年に起こった日露戦争中に日本に有利な行動をとっており、日本軍事界と良好な関係を築いていた。故に、日本海軍省は1906年に海軍留学生を受け入れる際に、張之洞の希望を後回しとし、袁世凱の北洋海軍から留学生を送る願いを優先的に考慮したのである。また袁は、1907年まで直隸総督を務めながらほかにも練兵処督辦大臣などの7つの中央官職を兼任していたため、練兵処から派遣された陸軍留学生には直隸省出身者が最も多かった。ようするに、袁世凱は自身の北洋勢力を強めるため、各種の留学生派遣や遊歴官紳派遣もその計画の一環として行っていたと見られる。また、袁世凱は留日帰国者に対して、重要な職を与えており、自身の幕下とした者がいるほどであった。

袁世凱という人物の評価は、長らく批判的なものばかりであったが、直隸総督を務めた時期については、新しい制度の導入や必要な人材育成などの面で進歩的であり、大きな意義があったと評価できるのではないか。

五

奉天省は、経済や文化の面において、湖北省、直隸省、またその他の多くの省より遅れており、留日学生の派遣においても他省より遅くに始めた。もちろん、留日学生の人数も他省に比べて少なかった。1907年に日本にいた留学生の人数を例にすれば、奉天省は官費・自費生を含めて計225人であったが、湖北省は官費生だけでも400人以上いた。また、1906年8月に学部から速成留学を制限する命令を出されたが、奉天省の場合は、同年5月に初めて70人の速成師範留学生を日本に派遣した。奉天省の留日学生は殆ど速成師範・法政・警察や陸軍などを学んでいる。かれらの出身地からみれば、留学生を多く派遣したのは開原県、承德県、遼陽州、鉄嶺県という、いずれも奉天府の周辺に位置した地域であった。他省より少ない留日学生の中には、八旗駐屯地からの留日学生も存在しており、そのうち漢軍八旗は22人で、満洲八旗は31人であった。奉天省の留日学生は、全体的に他省より少なかったが、八旗駐屯地出身の留学生は他省より多く見られ、特に満洲八旗出身の留学生が1907年の奉天留日学生総数の約14%を占めている。

1906年に派遣された約70人の速成師範の留日学生は速成師範科を卒業した後、全員が帰国したわけではなく、19名が日本に残って長期の留学を希望した。この19名の留学生は宏文予備班に入って5ヶ月の補習を受けたが、結局東京高師の予科に合格したのは4人のみで、ほかの2人が日本に残留しおり、残り13人は帰国させざるを得なかった。すなわち、速成終了後、帰国を希望しなかった留学生が多く存在したものの、すぐに官立の高等学校

に入学するのも彼らの学力不足で難しかったといえる。このような奉天省の速成師範科の留日学生の状況から、ほかの省の速成留学生の状況のある程度は推測できよう。他方、派遣元からみれば、奉天省のように、速成師範として派遣した学生が、長期留学に変更するという計画外の出来事で余分な経費負担が生じることがあった。

1907年に奉天省は実践女学校との協定によって、23名の女子留学生を同女学校に派遣した。しかし、奉天省は女子留学生を受け入れてもらうために、実践女学校が新築した寮の建築費の半分を負担しており、協定で定められた定員30人に派遣学生数が満たないため、足りない人数分の授業料を修業年限(3年間)分支払わなければならなかった。そのほか、奉天省は女子留学生の世話をするお手伝いさんの給料や漢文教習の給料なども負担している。このような形の留学は、現在振り返ると、むしろ「委託教育」の形に近いと言えよう。また、30人の定員を維持するため、奉天省は他省の自費女子留学生にも奉天の官費を与えて、一時女子官費生は37人になった。

奉天省以外の吉林省と黒竜江省の東北の省では、留日学生の数はとても少なかった。『官報』(第1期～第50期)によれば、吉林省の官費生は6～7人、黒竜江省は0人である。しかし、このように、留日学生の人数が少ない省でも、学部が決めた「特約五校」の補助金を負担しなければならなかった。補助金の分担に対して、奉天省は三割しか認めないと表明しており、吉林省は実際二割しか支払わず、黒竜江省は1908年と1909年の2年分を支払わずに1910年から支払いを始めた。東北三省は明らかにその分担法に不満を表していた。なお、学部は、各省が負担した費用を以て五校に合格したそれぞれの省の留学生を育成して、帰国後にそれらの省が優先的に彼らを任用できると考えていたはずだが、東北三省出身の留学生が五校に合格したのは3年間で6名しかおらず、結局東北三省が支払った補助金は東三省の人材育成ではなく、五校に合格した人数が多い省のための人材を育成したことと同然であった。このような状況で、東北三省が不満を漏らしたのは当然であり、さらに、学部が制定した五校補助金の分担法はやや合理性を欠いていたと指摘できよう。

六

1898年6月に康有為は、州や県がそれぞれ学費を用意して、その規模によってそれぞれ一人以上の秀才を選んで日本に派遣すべきだという考えを公表した。その後、清国政府は留日学生派遣政策を成立させて、留学経費は各省によって調達すべしと指示したが、具体的な財源には触れていなかった。各省が財政難にある中、四川省をはじめとする一部の省(山西、江西、直隸など)では「現地籌款」という各州や県の財力に頼るやり方で、各州・県の人材を育成する経費調達策を採った。各州や県の初等教育を地元の財力に頼るといって、清政府の教育財政の分配方針と一致したこの政策は、公費による留学生派遣を生み出すきっかけとなった。限られた公費を使って短期間で近代的な人材を養成するのが公費生派遣

の目的であった。速成留学が盛んであったころの留学生派遣においては、地方の財力が大きな役割を果たしたのである。

公費生と官費生の区別は、支給された留学経費の財源がどこにあるかということである。官費生とは中央政府の各部署、各省総督・巡撫などにより派遣され、且つその留学経費が国家財政の一部或いは総督・巡撫が自ら調達した費用から提供されている者である。それに対し、公費生とは各省総督巡撫及び各州県の官紳により選抜され、且つその留学経費が地方の各種公共財産及び特別募集などによって賄われている者である。このような財源の違いによって、留学生に支給が続けられるかが定められ、さらに官費生と公費生の留學生活状況も変わってきた。

特に留学の形態が速成留学から長期留学に変わった時期の公費生について、『官報』に載っている各種情報に基づいて分析すると、公費の支給が遅延することが多かったため、その留學生活は官費生ほど安定的なものではなかった。公費生を派遣した各州や県にはそれぞれの事情があったが、それが公費生が苦しい状況に陥る直接の原因となった。さらに、それ以外に公費生の留學生活が安定しないより根本的な要因があった。その一つは、派遣元には留学経費としての固定的な財源がなく、地方財政の基盤が弱かったことにある。その二つは、公費生の派遣は地方官紳の力で実現したが、派遣する側と派遣される側が互いに守るべき制度的な約束が必ずしもあったわけではなかったことである。その三つは選抜が地方官紳など地域有力者の主観的な判断による場合が多かった点である。派遣元の事情で公費生の留學生活に影響を及ぼしたのは、官費生との最大の相違点である。

しかし、1901年からの初等教育改革を担う人材の育成が急務となった背景を踏まえて考えれば、現地より早く調達できた地方公費を利用して各州や県及びその下の郷レベルから出身者を留学させるのは、速成留学がおこなわれていた当時では最も効率のいい手段だったと考えられる。但し、留学の形態が長期留学に変わると、公費による留学はその支払いをめぐる遅延や未払いなどさまざまな問題が生じ、より高度な専門知識を持つ人材を育成する際には金銭的にも体制的にも限界があったのである。

七

本研究を通して、多くの留日学生が私立学校に入学した要因、私立学校の入学や授業料などの規定、また具体例として湖北省の留学生派遣、その経費の調達やそれをめぐる対応策、直隸省の留学生派遣や同省と湖北省とで異なる留学経費の状況、奉天省の速成師範科の留学生や女子留学生の状況、東北三省の「特約五校」分担金に対する態度などを取り上げるとともに、公費生が誕生した背景や公費生の留學生活について明らかにした。

しかし、筆者の日本語の表現力は不足しており、また日本の教育史に関する知識不足から、意を尽くすことができない点が多々残されている。第一部では、先行研究を参考にし

ながら、また先行研究と異なる視点で論理的に論を展開していく力が足りず、十分論述することができなかった。第二部では、多くの資料を扱っているが、資料の整理が不十分であったことが気付きである。具体的な数字を出したものの、数字の変化の要因、卒業人数などを十分に分析することができなかった。細かな点では、医薬費の処理について留学生一人一人を取り上げ統計することができなかった。資料の収集が不十分で、推測で記述した箇所もある。

本論文では、第一部と第二部の内容の連続性を考えたうえで、第一部の私立学校の教育内容、留学生の成績評価、賞罰などを割愛したが、これらの部分の分析を今後も引き続き行いたい。また、湖北省の財政状況については言及したが、直隸省と奉天省の財政状況には触れることができなかった。医薬費については、かかった費用の数字だけを提示するにとどまり、留学生が入院した病院、病名、入院日数などについてもさらに検討する必要があると考えている。さらに、多くの留学生を派遣した浙江省、湖南省、江蘇省などの留学経費についても今後考察したい。

また、時間と資料上の制約があり、本研究では、清末において国内で一つの学校を設立、運営するのに必要となる費用について言及できず、例えば留学経費をそれらの費用にあてた場合、学校を運営できたのかどうかを検証できなかった。留学生を介して中国側が得た学問的な成果は金銭で計り知れないかもしれないが、膨大な経費を費やしたのであるから、より大きな成果を収めることができたのではないか、あるいはその経費を学校運営など別なことに当てたほうがより効果的ではなかったか、などの疑問を持つべきである。特にこれまで先行研究でも十分ではない、経済学の観点から近代中国人日本留学史を再検討すべきではないかと強く感じている。

当時の新聞や雑誌にも留学経費に関するさまざまな意見が見られる。例えば、監督処の組織と人件費については、1910年頃監督処に勤めた人員（監督を除き計31人）やその給料代は、東京公使館、横浜総領事館、神戸領事館、長崎領事館の4箇所が抱えた人数の総数より多く、4箇所の館員に支給した給料の総額を上回っており、人員が多すぎるため人件費も膨らむという批判の声が上がっている⁴⁴¹。ちなみに、毎年監督処は経費として、学部と外務部から合計2万両と各省からおよそ3600円（月300円）を受けていた。1909年1月に監督処が入手した19省から支給された監督経費は、半年分およそ2万5千円である⁴⁴²。また、中国の教育を日本に過剰に依存したことを批判し、特に経済の角度から、例えば1906年の留日学生8600人について一人年額400円として計算した学費は344万円となり、この高額の利用すれば国内でも学校を十分に普及できるし、どのような人材も育成できるという論説もあった⁴⁴³。これらの問題を踏まえて、留学経費の側面から清末の日本留学の歴史をもう一度捉える必要があるのではないかと考えており、今後の研究課題としたい。

441 『熱誠』第2期、1910年10月22日。

442 『官報』第26期。

443 『寰球中国学生報』第1期、1906年6月。

さて、日本への留学派遣にかかった費用は本当の意味で省けたのか。筆者は費用が節約できるという意味を二つの側面から解釈すべきであると考えている。それは無駄遣いがなく効率よく利用できたという面と支出した経費に相応な効果（ここでいう効果とはすなわち人材のこと）を収めたという二つの側面である。言い換えれば、留日学生に支給した諸費用や留日学生を管理するために費やした経費などの面において浪費はなかったのか、また多くの経費を使って清政府が描いた構図通りの人材を獲得できたのか、という問題である。すなわち、政府の国家戦略と留学生個人の意識という両者が一致する場合、政府の資金によって、政府の人材確保と個人のキャリア形成がある意味で合致してお互いに目的が達成できたと言えよう。明治期の日本の海外留学生派遣はまさにこの通りであった。しかし、清末の場合はそうでもなかった。清国政府は膨大な資金を使って自身の助けになる人材を育成することを目指したが、自ら派遣した留学生らによって転覆されたと言えるほどであった。

また、各省政府は中央政府の留学生派遣政策に呼応して、各省の財政から経費を捻出して留学生を派遣できたが、各省は中央政府に対抗するとともに、他省との間で競ってそれぞれが強い勢力を保つために派遣された留学生を利用したいという思惑もあった。

なお、派遣された留学生側にしてみれば、あくまでも立身出世の助けとして、政府の官費を最大限利用したいと考えていたのであろう。最初から官費生として派遣された者は幸運であったのに対して、自費生の場合は、官費生が卒業して官費の空き枠が出た際になんとしてでも官費を入手しようと躍起になった様子は想像できる。さらに、革命活動に参加した留学生の場合は、その活動資金を集めるためになんとか中央政府から各省政府までの経費を利用したい面もあったのだろう。

本研究では、主に『官報』と『経費報銷冊』に基づき、各種経費の統計を算出し、所謂帳面上の経費問題を扱ったと言える。しかし、公使館ひいては日本留学の全体まで「費用を争う世界」と言われるほどであり、帳面の裏には、上述のような派遣側と派遣される側の間に絡んださまざまな思惑、事情が存在することを踏まえ、帳面上にとどまらない経費の問題を検討する必要がある。今後の課題にしたい。

本研究では、清末時期に限って留日学生とその経費について論じてきたが、民国時期になっても各省ごとに留日学生を派遣している。民国時期の留日学生の派遣とその経費について、今後の課題にしたい。

—終わり—

参考文献

一. 資料

1. 日本

①東京都公文書館所蔵

『文書類纂 学事 第一種 私立各種学校』

②外務省外交史料館所蔵

『在本邦清国留学生関係雑纂』(陸海軍外之部) 3-10-5-3-2

『在本邦清国留学生関係雑纂』(海軍学生之部) 3-10-5-3-3

『在本邦清国留学生関係雑件』(学生監督並視察員之部) 3-10-5-3-4

『在本邦清国留学生関係雑纂』(留学生学費之部) 3-10-5-3-5

『清国革命動乱ノ際本邦有志者ニ於テ支那留学生同情会組織並同会事業状況関係雑纂』

③講道館所蔵

『宏文学院関係資料』

④清国留学生会館発行

『清国留学生会館報告』第2、3、4、5回

⑤駐日公使館内の游学日本学生監督処発行

『官報』第1期～第50期(欠第3期)

『官報』の附録『経費報銷冊』(光緒三十二年十一月～宣統二年十一月の分)

⑥清国学部発行

『学部官報』

⑦『清光緒朝中日交渉史料』(上・下)文海出版社印行。

2. 明治期の日本の雑誌

『教育時論』

『国土』

3. 清末の中国の新聞・雑誌

『選報』

『経世文潮』

『湘報』

『教育雑誌』[商務印書館]

『教育雑誌』[直隸]

『中外日報』

『東方雑誌』

『中国報』

『北洋官報』

『南洋官報』

『警報日報』

『時報』

『四川官報』

『浙江潮』

『嶺南学生界』

二. 引用・参照文献

日本語文献

1. 書籍

松本亀次郎『中華留学生教育小史』東亜書房、1931年。

第一高等学校『第一高等学校六十年史』1939年。

実藤恵秀『中国人日本留学史稿』日華学会、1939年。

興亜院『日本留学中華民国人名調 1940年』。

実藤恵秀『中国人日本留学史』くろしお出版社、初版1960年・増補版1970年。

教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』教育資料調査会、1964年。

成城学校八十年史編纂委員会『成城学校八十年史』1965年。

多賀秋五郎『近代中国教育史資料』（清末編）日本学術振興会、1972年。

神谷正男編『宗方小太郎文書—近代中国秘録一』原書房、1975年。

法政大学百年史編纂委員会『法政大学百年史』1980年。

実藤恵秀『中国人日本留学史談』第一書房、1981年。

実践女子学園八十年史編纂委員会『実践女子学園八十年史』実践女子学園、1981年。

早稲田大学大学史編纂所編『早稲田大学百年史』第一巻、早稲田大学出版部、1982年。

阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦』第一書房、1983年。

辛亥革命研究会編『中国近現代史論集』汲古書院、1985年。

黄尊三著（さねとう・けいしゅう/佐藤三郎訳）『清国人日本留学日記』東方書店、1986年。

斎藤秋男編『教育の中の民族—日本と中国』明石書店、1988年。

東洋大学創立一〇〇年史編纂委員会『東洋大学百年史』（資料編）1988年。

小島淑男『留日学生の辛亥革命』青木書店、1989年。

阿部洋『中国の近代教育と明治日本』福村出版、初版1990年・再版2002年。

巖安生『日本留学精神史—近代中国知識人の軌跡』岩波書店、1991年。

汪向荣著（竹内実訳）『清国お雇い日本人』朝日新聞社、1991年。

近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識：明治後期教育雑誌所収中国・韓国・台湾関係記事』龍溪書舎、1995年。

熊達雲『近代中国官民の日本視察』成文堂、1998年。

周一川『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、2000年。

小林善文『中国近代教育の普及と改革に関する研究』汲古書院、2002年。

大里浩秋・孫安石編『中国人日本留学史研究の現段階』御茶の水書房、2002年。

楊艦『近代中国における物理学者集団の形成』日本僑報社、2003年。

王嵐『戦前日本の高等商業学校における中国人留学生に関する研究』学文社、2004年。

阿部洋『「対支文化事業」の研究—戦前期日中教育文化交流の展開と挫折—』汲古書院、2004年。

山本経天『近代中国における教員養成研究』博士論文 2004年。

劉振生『「満州国」日本留学史研究』吉林大学出版社、2004年。

折田悦郎『九州帝国大学における留学生に関する基礎的研究』九州大学史料室、2004年。

黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』汲古書院、2005年。

土方苑子編『各種学校の歴史的研究：明治東京・私立学校の原風景』東京大学出版会、2008年。

大里浩秋・孫安石編『留学生派遣から見た近代日中関係史』御茶の水書房、2009年。

酒井順一郎『清国人日本留学生の言語文化接触—相互誤解の日中教育文化交流—』ひつじ書房、2010年。

中村義・藤井省三等編『近代日中関係史人名辞典』東京堂出版、2010年。

大里浩秋・李廷江編『辛亥革命とアジア』御茶の水書房、2013年。

大里浩秋・孫安石編著『近現代中国人日本留学生の諸相—「管理」と「交流」を中心に—』御茶の水書房、2015年。

2. 論文永

井算巳「所謂清国留学生取締規則事件の性格：清末留日学生の一動向」『信州大学紀要』第2号、1952年。

林正子「張之洞に関する一考察—特に湖広総督時代の釐金政策をめぐって」立教大学史学会『史苑』第31巻第1号、1965年。

大竹鑑「張之洞の教育論」『西山学報』1968年12月、第19期。

黄福慶「清末における留日学生派遣政策の成立とその展開」『史学雑誌』第81巻7号、1972年7月。

金谷志信「所謂清国留日学生取締規則事件の背景」『学習院史学』第9号、1972年11月。

佐伯富「清代雍正朝における養廉銀の研究—地方財政の成立をめぐって」(三)(東洋史研究会『東洋史研究』第30巻第4期、1972年。

細野浩二「中国対日留学史に関する一問題—清末における留学生派遣政策の成立過程の再検討」早稲田大学史学会編『史観』第86・87号、1973年3月。

二見剛史「第一高等学校における中国人留学生教育」国立教育研究所『国立教育研究所紀要』第95集、1978年。

二見剛史「戦前日本における中国人留学生予備教育の成立と展開」国立教育研究所『国立教育研究所紀要』第94集 1978年。

蔭山雅博「宏文学院における中国人留学生教育—清末期留日教育の一端」日本教育史学会『日本教育史学会紀要』第23集、1980年。

上沼八郎「下田歌子と中国女子留学生—実践女学校『中国留学生部』を中心として」『実践女子大学文学部紀要』第25号、1983年。

加藤隆「明治末期における清国留学生と明治大学」『明治大学史紀要』第3号、1983年。

中村義「成城学校と中国人留学生」辛亥革命研究会編『中国近現代史論集』汲古書院 1985年。

小林共明「振武学校と留日清国陸軍学生」辛亥革命研究会編『中国近現代史論集』汲古書院、1985年。

蔭山雅博「宏文学院における中国人留学生教育の展開—清末期留日教育の一端（二）—」

齊藤秋男編『教育の中の民族—日本と中国』明石書店、1988年。

蔭山雅博「信濃宏文学院における中国人留学生教育—清末期留日教育の一端（三）」学習院大学史学会『响沫集』第7号、1992年。

蔭山雅博「清末奉天省の教育近代化過程—初等教育の普及過程を中心として—」学習院大学『調査研究報告』1993年

張金塗「戦前の日本における中国人留学生に対する日本語教育の歴史的研究—宏（弘）文学院を中心に—」広島大学教育学部『広島大学教育学部紀要』第二部第43号、1994年。

蔭山雅博「解題Ⅲ 明治日本の中国人留学生教育—その諸相—」近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識・資料篇—明治後期教育雑誌所収 中国・韓国・台湾関係記事』、龍溪書舎、1995年。

周一川「中国人女子留学生を受け入れた官立三校について」慶応義塾大学文学部内三田史学会『史学』第67巻第1号、1997年。

汪婉「直隸省の教育改革と官紳の日本游歴」『史学雑誌』第3号、1997年。

呂順長「清末〔五校特約〕留学と浙江省の対応」中国研究所『中国研究月報』1998年2月号。

周一川「中国人女子留学生を受け入れた私立学校について—民国初期を中心に—」慶応義塾大学文学部内三田史学会『史学』第68巻第3・4号、1999年。

王嵐・船寄俊雄「神戸高等商業学校の中国人留学生に関する研究」神戸大学発達科学部『神戸大学発達科学部研究紀要』第7巻第1号、1999年。

経志江「広島高師における中国人留学生の来日と帰国後の活動」広島大学教育学部『広島大学教育学部紀要』第一部（教育学）第48号、1999年。

尚大鵬「日本体育会体操学校における清国留学生—雑誌『体育』より—」中国四国教育学会『教育学研究紀要』第46巻第1部、2000年。

経志江「明治末期東京高等師範学校における中国人留学生教育の成立」中国四国教育学会『教育学研究紀要』第46巻第1部、2000年。

尚大鵬「明治後期における中国人留学生に対する軍事教育—日本体育会を中心として—」広島東洋史学研究会『広島東洋史学報』第6巻第11号、2002年。

孫安石「経費は遊学の母なり」大里浩秋・孫安石『中国人日本留学史研究の現段階』御茶の水書房、2002年。

浅野慎一「中国人留学生・就学生の実態と受け入れ政策の転換」『労働法律旬報』2004年5月25日。

馮青「日清戦後の清朝海軍の再建と日本の役割」『軍事史学』第42巻第2号、2006年。

永田英明「戦前期東北大学における留学生受入の展開—中国人学生を中心に」東北大学史料館編『東北大学史料館紀要』創刊号、2006年3月。

孫安石「戦前中国人留学生の「実習」と「見学」について」神奈川大学『人文学研究所報』第39期、2006年3月。

鈴木正弘「留日中国人学生の学んだ日本史教育の一端—振武学校・成城学校における日本史教育—」立正大学史学会『立正史学』103号、2008年。

北村淳子「東京同文書院における初期日本語教育（明治32—34年）—チェンバレン本をめぐる—」日本国際文化学会『インターカルチュラル—日本国際文化学会年報特集文化の戦略性をめぐって』アカデミア出版会、2009年。

巖平「官立高等教育機関における留学生教育の成立と展開：第三高等学校を事例として」『京都大学大学文書館研究紀要』第7号、2009年。

見城悌治「明治～昭和期の千葉医学専門学校・千葉医科大学における留学生の動向」千葉大学国際教育センター『国際教育』第2号、2009年3月。

見城悌治「戦前期留日医薬学生の帰国後の活動と現代中国における評価」『国際教育』第3号、2010年。

見城悌治「千葉医薬専門学校・千葉医科大学時代の留学生たち」『千葉大学医学部135年史』千葉大学医学部、2011年。

韓立冬「旧制第一高等学校特設高等科の留学生教育」『アジア地域文化研究』第7号、2011年3月。

許晨「北海道帝国大学の中国人留学生」『北海道大学大学文書館年報』第5号、2010年3月。

柴田幹夫『日華学堂日記 1898年～1900年』新潟大学国際センター『国際センター紀要』第9号、2013年。

中国語文献

1. 書籍

張之洞『勸学篇』。

経済学会『清光緒年二十二省財政説明書』。

舒新城『近代中国留学史』中華書局、1927年。

黄福慶『清末留日学生』中央研究院近代史研究所專刊(34)、中央研究院近代史研究所、1975年。

- 蘇雲峯『張之洞与湖北教育改革』台湾中央研究院近代史研究所專刊(35)、1976年。
- 胡鈞重編『張文襄公年譜』卷3、台湾商務印書館、1978年。
- 舒新城編『中国近代教育史資料』人民教育出版社、1981年。
- 朱有献主編『中国近代学制史料』華東師範大学出版社、1983年。
- 天津圖書館·天津社会科学院歷史研究所編『袁世凱奏議』(上、中、下)、(天津古籍出版社、1987年。
- 蘇雲峰『中国現代化的区域研究 湖北省 1860—1916』中央研究院近代史研究所專刊(41)、1987年。
- 李喜所『近代中国的留学生』人民出版社、1987年。
- 吳劍傑主編『湖北諮議局文献資料匯編』武漢大学出版社、1991年。
- 璩鑫圭·唐良炎編『中国近代教育史資料匯編·学制演變』上海教育出版社、1991年。
- 北洋大学—天津大学校史編輯室『北洋大学—天津大学校史資料選編』天津大学出版社、1991年。
- 陳学恂·田正平『中国近代教育史資料匯編 留学教育』上海教育出版社、1991年。
- 賀旭志編著『中国歷代職官辞典』吉林文史出版社、1991年。
- 黃新憲『中国留学生教育的歷史反省』四川教育出版社、1991年。
- 李長癸『中国留学史萃』中国友誼出版社、1992年。
- 王奇生『中国留学生的歷史軌跡』湖南教育出版社、1992年。
- 俞鹿年編著『中国官制大辞典』黑龍江人民出版社、1992年。
- 張紹祖編著『津門校史百匯』(天津人民出版社、1994年。
- 田正平『留学生和中国教育近代化』廣東教育出版社、1996年。
- 沈殿成主編『中国人日本留学百年史』(上·下)遼寧教育出版社、1997年。
- 苑書義、孫華峰、李秉新主編『張之洞全集』河北出版社、1998年。
- 周棉主編『中国留学生大辞典』南京大学出版社、1999年。
- 商麗浩『政府与社会近代公共教育經費配置研究』河北教育出版社、2001年。
- 鄭学檬主編『中国賦役制度史』上海人民出版社、2000年。
- 孫雪梅『清末民初中国人的日本觀：以直隸省為中心』天津人民出版社、2001年。
- 呂順長『清末浙江与日本』上海古籍、2001年。
- 瞿同祖『清代地方政府』法律出版社、2003年。
- 魏光奇著『官治与自治：二十世紀上半期的中国県制』商務印書館、2004年。
- 『重慶市志』2005年版。
- 黎仁凱著『張之洞幕府』中国廣播電視出版社、2005年。
- 劉惠林『中国地方教育財政問題研究』黑龍江人民出版社、2008年。
- 田正平·陳勝『中国教育早期現代化問題研究以清末民初鄉村教育衝突考察為中』浙江教育出版社、2009年10月。
- 魏光奇『有法与無法—清代的州県制度及其運作』商務印書館、2010年。

- 苗丹国『出国留学学生六十年』中央文献出版社、2010年。
- 李喜所主編『中国留学通史』(上、中、下) 廣東教育出版社、2010年。
- 虞和平編『辛亥革命百年紀念文庫 經元善集』華中師範大学出版社、2011年。
- 呂順長『清末中日教育文化交流之研究』北京商務印書館、2012年。
- 樊国福『留日学生与直隸省教育近代化』博士論文、2012年。
- 『北洋公牘類纂』卷10、学務1、台北文海出版社。
- 周川主編『中国近現代高等教育人物辞典』福建教育出版社、2012年。
- 潘君祥·段煉·陳漢鴻著『上海會館公所史話』上海人民出版社、2012年。
- 呂順長『清末中日教育文化交流之研究』商務印書館、2012年。
- 熊治祁編『湖南人物年譜5』湖南人民出版社、2013年。
- 章開沅、余子俠編『中国人留学生史』(上) 社会科学文献出版社、2013年。
- 梁中美『晚清民国時期貴州留日学生与貴州近代化』西南交通大学出版、2014年。
- 毛曉陽『清代科舉賓興史』華中師範大学出版社、2014年。
- 廖赤陽·李恩民·王雪萍『跨越疆界:留学生与新華僑』社会科学文献出版社、2015年。

2. 中国語論文

- 黃耀柏「清末江西留日学生述論」『江西社会科学』1992年第1期。
- 朱英「晚清地方勢力的發展与中央政府的对策」『探索与争鳴』1996年1月。
- 徐蘇斌「中国建築教育的原点:清末京師大学堂与明治期的日本—中日建築文化關係史之研究」張复合編集『中国近代建築研究与保護 (一): 1998 中国近代建築國際研討會論文集』清華大学出版社、1999年。
- 劉宏「中国近代教育改革中的日本影響—以直隸省師範、軍事学堂為例」『河北大学学报』(哲学社会科学版)、2004年第2期、總第116期。
- 田涛「清季留日費用述略」李喜所主編『留学生与中外文化』南開大学出版社、2005年。
- 江沛「留日学生、東遊官紳与直隸省的近代化過程(1900~1928年)」李喜所主編『留学生与中外文化』南開大学出版社、2005年。
- 元青、王建明「近代中国海軍留日教育及其影响」『徐州師範大学学报』(哲学社会科学版)、第32卷第1期、2006年1月。
- 劉功君「清末留日經費的籌措与管理」『安慶師範学院学报』(社科版)、2007年1月。
- 盛海生·汪明舟「清末公費留学經費情况考察(1895-1911)」『徐州師範大学学报』(哲学社会科学版)、第34卷第2期、2008年3月。
- 凌興珍「清末四川留日速成師範教育及影響」『四川師範大学学报』(社会科学版)、第36卷第4期、2009年7月。
- 閔曉紅「晚清直省「公費」与吏治改革」『歷史研究』2010年第2期。
- 田正平·陳勝「教育負担与清末鄉村教育衝突」『浙江大学学报』人文社会版、2008年第3期。
- 李細珠「張之洞与晚清軍事教育近代化」『安徽史学』2001年第4期。